

| | |
|--|--|
| <p>タイトル</p> <p>健康づくりに関する連携協定の締結について (大塚製薬株式会社)</p> | <p>所属名 企画部企画政策課</p> <p>連絡先 外線Tel 576-4521 FAX 576-1139</p> <p>担当者 野口</p> |
| <p>1 協定書締結先</p> <p>大塚製薬株式会社 名古屋支店 ニュートラシューティカルズ事業部 (愛知県名古屋市中区丸の内3丁目13番21号)</p> <p>2 連携協力する事業</p> <p>①健康づくりに関する事項 教材の提供、講師の派遣等</p> <p>②熱中症対策に関する事項 熱中症対策に関する講座の実施</p> <p>③健康経営の推進に関する事項 主に中小企業向けの従業員の健康づくりの支援</p> <p>④その他地域の活性化、市民のサービス向上に関する事項</p> <p>3 締結式の日時</p> <p>令和2年6月26日(金) 11時から 市長公室にて</p> | |

| | |
|--|---|
| タイトル 市内社会体育施設における一部利用制限の解除及び 学校体育施設の利用再開について | 所属名 教育委員会スポーツ・文化課 連絡先 外線Tel 576-1140 FAX 576-1237 担当者 竹中 |
|--|---|

趣旨・目的・説明など

5月25日の全都道府県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、市内社会体育施設では6月1日より一部利用制限を設けた上での利用を再開しているところである。

今後の動向として6月19日以降について、県境を跨ぐ行動に関する行動制限を大幅に緩和する予定である旨の国及び県の方針、また、湖西市内における感染状況、さらには近隣市における利用制限の状況を踏まえ、引き続き、感染防止策を徹底することを基本に、現在設けている一部利用制限を解除し、幅広い利用者に対し施設を利用することができるよう、下記のとおり緩和措置を講じることとする。

また、これに合わせ学校体育施設についても7月1日(水)から利用を再開する。

記

1 市内社会体育施設における一部利用制限の解除について

(1) 解除内容

施設の利用にあたり「原則、湖西市民のみの利用に限る。」としていた制限を解除。

(2) 解除日 令和2年6月22日(月)から

※6月22日(月)が休館となっている一部施設は、解除日を6月23日(火)より。

(3) 対象施設 屋内外すべての社会体育施設

| | |
|------|--|
| 屋内施設 | アメニティプラザ、新居体育館、勤労者体育センター |
| 屋外施設 | 湖西運動公園(庭球場、野球場、陸上競技場、弓道場、多目的広場)、 みなと運動公園(東・西多目的広場、野球場)、北部地区運動広場、 梶田多目的運動広場、新居スポーツ広場公園(弓道場、庭球場) |

2 学校体育施設の利用再開について

現在、当面の間、利用中止としていた学校体育施設について、7月1日(水)の利用分より再開する。

なお、学校体育施設については次のとおり。

| | |
|-----|----------------------------|
| 小学校 | 新居、鷺津、岡崎、白須賀、東、知波田の体育館・運動場 |
| 中学校 | 新居、鷺津、湖西、岡崎、白須賀の体育館・運動場 |
| 高校 | 県立湖西高等学校の体育館・運動場 |